

第5期財政健全化推進計画

【平成29年度～平成33年度】



制 定／改 訂 履 歴

版数	制定／改訂内容	改訂頁	制定／改訂年月日	承認者	作成
1	制定	—	29. 4. 1	市長	財政課

目 次

はじめに -----	1
経過 -----	2
財政の現状 -----	3
I. 歳出の抑制について	
1. 義務的経費の抑制 -----	9
2. 物件費の抑制 -----	10
3. 補助金の整理合理化 -----	10
4. 維持補修費の抑制 -----	10
5. 特別会計繰出金の抑制 -----	11
6. 既存事業の見直し -----	12
II. 財源の確保対策について	
1. 市税の確保 -----	13
2. 使用料手数料等の適正化 -----	13
3. 未利用地の売却 -----	14
4. 税外収入未収金対策の強化 -----	14
5. ふるさと納税制度の活用 -----	14
6. 新たな財源の確保 -----	15
III. 市債の健全化について	
1. 市債借入の抑制等 -----	16
2. 銀行等縁故債入札制度の継続 -----	17
IV. 基金の確保について	
1. 財政調整基金の確保 -----	18
2. 特定目的基金の確保 -----	18
V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について	
1. 実質赤字比率の抑止 -----	19
2. 連結実質赤字比率の抑止 -----	19
3. 実質公債費比率の抑制 -----	20
4. 将来負担比率の抑制 -----	20
おわりに -----	21
中期財政計画（平成 29 年度～平成 33 年度） -----	22
資料編（第 4 期財政健全化推進計画進捗状況データ集）	

はじめに

本市では、これまで、間断なく「財政健全化」に向けた取組みを推進し、着実に成果を挙げてきました。

国においては、世界経済の不透明感が増している中、経済再生と財政健全化の双方を一体として実現すべく、さまざまな取組みを展開するとともに、地方自治体に対しては、平成 27 年を「地方創生元年」と位置づけ、人口減少問題等の諸課題に対応していくため、地方がそれぞれ自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進していくことを求めています。

一方、市財政を取り巻く状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収の低下、少子高齢化の進展による社会保障関連経費負担の上昇が見込まれるほか、普通交付税の段階的な削減等、合併に伴う支援措置が平成 32 年度までに終了するなど、今後ますます厳しさを増すことが予想されます。

さらに、「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の適正管理をはじめ、新庁舎整備事業等の将来的な財政需要に備えた財源確保策の検討などの諸課題を抱える中で、安定した財政運営の確保に向け、引き続き、計画的な取組みが不可欠となっています。

このような状況に対応し、第 7 次総合計画での財政基盤安定を目指すため、平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とする「第 5 期財政健全化推進計画」を策定し、行動することとします。

なお、毎年度、本計画に掲げた目標に対する状況を分析・評価するとともに、必要に応じて改訂版を発行します。

経 過

計画（実施）期間	策定の基本的考え方
平成 10 年度 ↳ 平成 12 年度	「鹿沼市行政改革大綱」に基づき「鹿沼市財政健全化推進計画」を策定した。
平成 13 年度 ↳ 平成 17 年度	「第 2 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 4 次総合計画第 2 ステージ『鹿沼“夢未来”創生プラン』と計画期間を整合するものとして見直し、策定した。
平成 18 年度	次期総合計画の策定に併せ「第 2 期鹿沼市財政健全化推進計画」を 1 年延長した。
平成 19 年度 ↳ 平成 23 年度	「第 3 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 5 次総合計画前期 5 力年計画の確実な推進のため計画期間を整合させて策定した。
	平成 23 年 3 月 急速な社会情勢の変化に対応するため、改訂版を策定した。
平成 24 年度 ↳ 平成 28 年度	「第 4 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 6 次総合計画前期基本計画及び第 5 期行政改革大綱に基づき策定した。
平成 29 年度 ↳ 平成 33 年度	「第 5 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 7 次総合計画及び第 6 期行政改革大綱に基づき策定した。

財政の現状

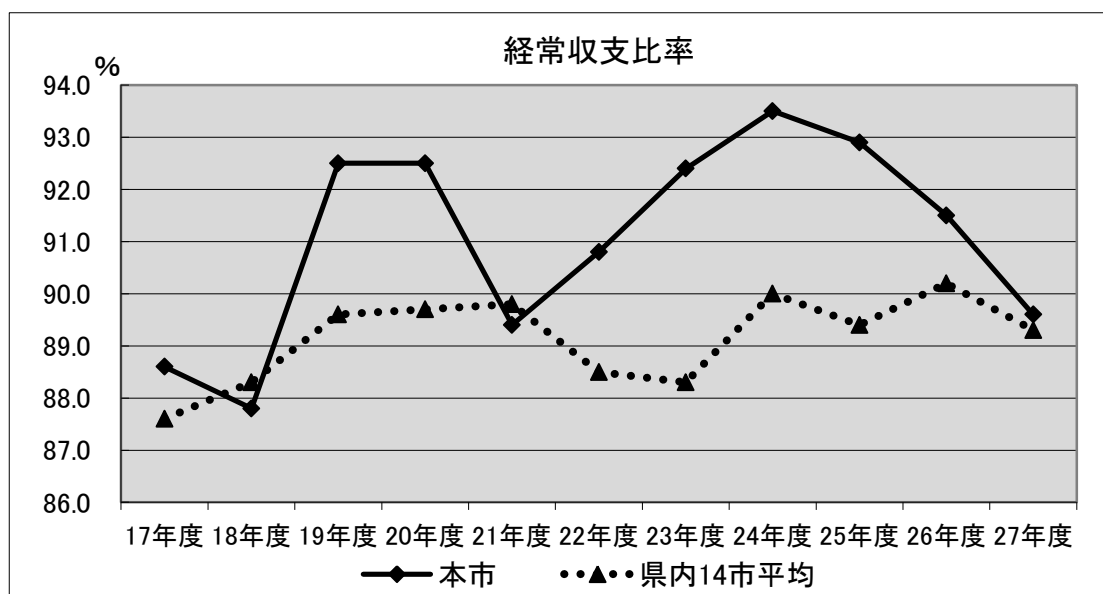
本市は、平成 10 年度から平成 12 年度までの「財政健全化推進計画」から、平成 24 年度から平成 28 年度までの「第 4 期財政健全化推進計画」に至るまで、計画的に財政の健全性堅持に努めています。

旧栗野町との合併以降も、長引く景気低迷による市税収入の減少や、少子高齢化に伴う社会保障費の増加など、市政運営に大きな影響を与える要因はありましたが、財政の健全性は維持されている状況です。

普通会計※の決算における主な財政指標等については、次のとおりです。

※普通会計・・・平成 26 年度までは一般会計及び見籠霊園事業費特別会計。平成 27 年度以降は一般会計のみ。

① 経常収支比率の状況



経常収支比率は、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費に充当した経常一般財源の総額に占める割合をいいます。

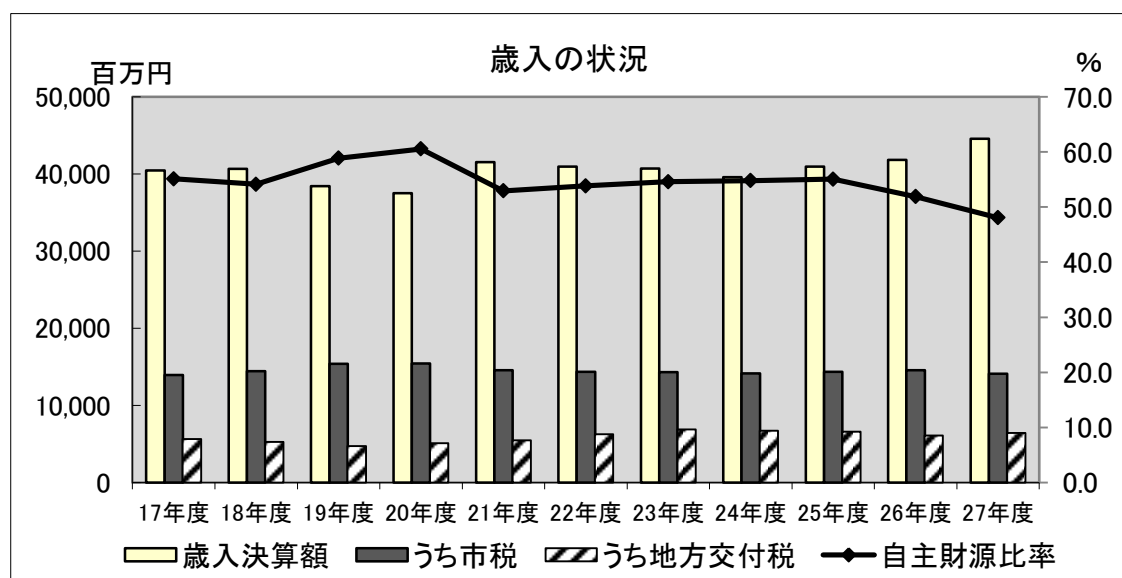
この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造に弾力性があるといえます。

従来から、経験的に市では 75%程度が妥当とされていますが、社会保障費をはじめとする経常的経費が年々増加していくにもかかわらず、財源が伸び悩んでいるため、経常収支比率は高水準で推移しており、平成 27 年度の県内 14 市の平均は 89.3%、本市は 89.6%と、依然として硬直化した財政状況にあります。

経常一般財源の中には臨時財政対策債発行分も含まれているため、市債発行

の抑制を図る本市にとっては厳しい指標となりますが、発行額を増やせば後年度における公債費負担の増加が懸念されます。

②歳入の状況



歳入のうち市税は、平成 20 年のリーマンショック以降、減少傾向にあり、その後、平成 25 年度から平成 26 年度において一定程度の持ち直しがみられたものの、平成 27 年度には、税制改正による法人市民税の税率変更や固定資産評価替えに伴う地価下落の影響等により再び減少に転じており、歳入に占める割合は、国の三位一体の改革により税源移譲を受けた平成 19 年度には 40.1%でしたが、平成 27 年度には 31.6%まで低下しています。

地方交付税は、普通交付税において平成 21 年度以降、リーマンショック後の経済対策として、別枠加算や歳出特別枠といった特別措置による増額が図られたことから、歳入に占める割合は、平成 20 年度には 13.6%、平成 27 年度には 14.4%となっています。

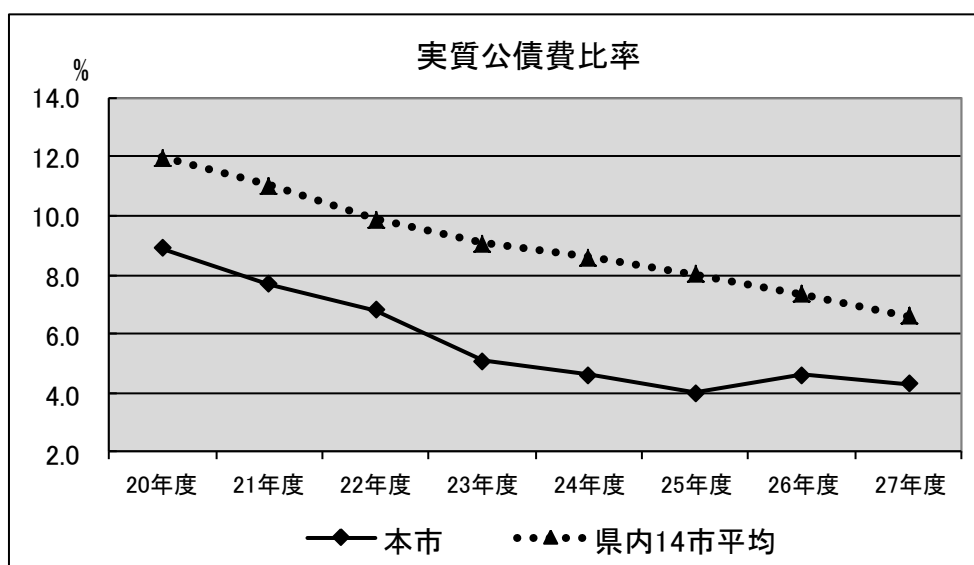
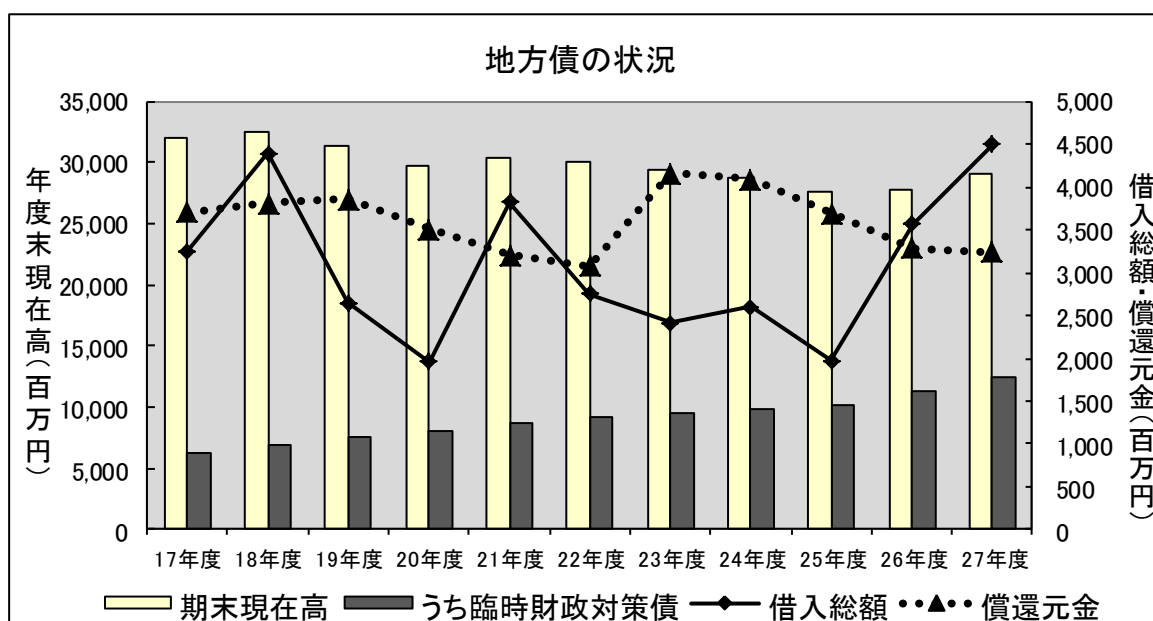
しかし、景気の回復基調を背景に、今後の特別措置の動向については不透明であると同時に、本市においては、平成 17 年度の旧粟野町との合併から 10 年を経過し、普通交付税算定における合併算定替特例による優遇措置期間が終了したことで、平成 28 年度から段階的な減額がされるなど、今後は厳しい状況が予想されます。

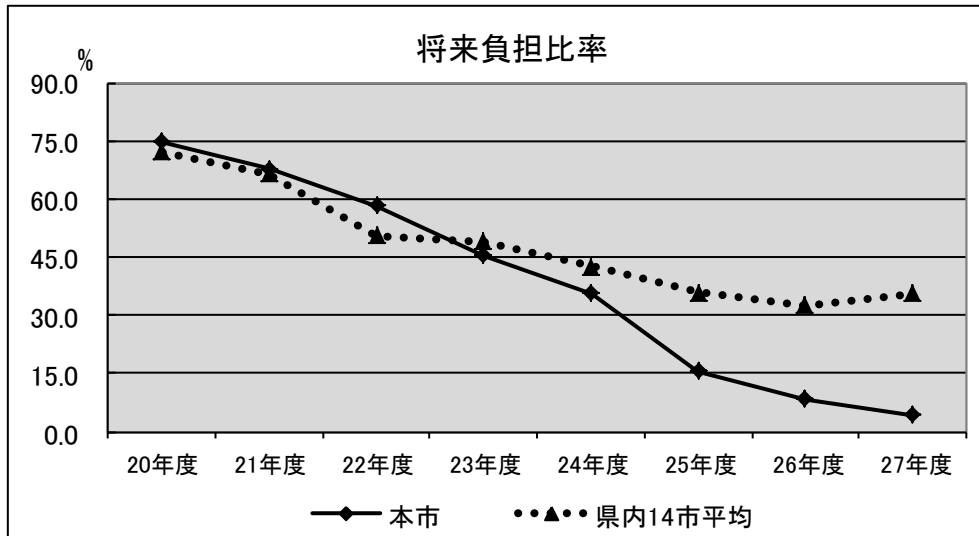
さらに、少子高齢化の進展に伴う人口減少によって、市税収入はもとより、普通交付税算定において国勢調査の人口がベースとなることから、地方交付税への波及も懸念されます。

自主財源比率は、税源移譲を受けた平成 19 年度以降は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成 26 年度及び平成 27 年度には、大型公共事業の実施などにより市債等の依存財源の割合が増加しました。

依存財源は、国や県の動向に左右される要素が大きいことから、先行きは不透明な状況です。

③ 地方債の状況





地方債は一般家庭における借金であるため、むやみに発行することは、将来の財政負担として重くのしかかってきます。

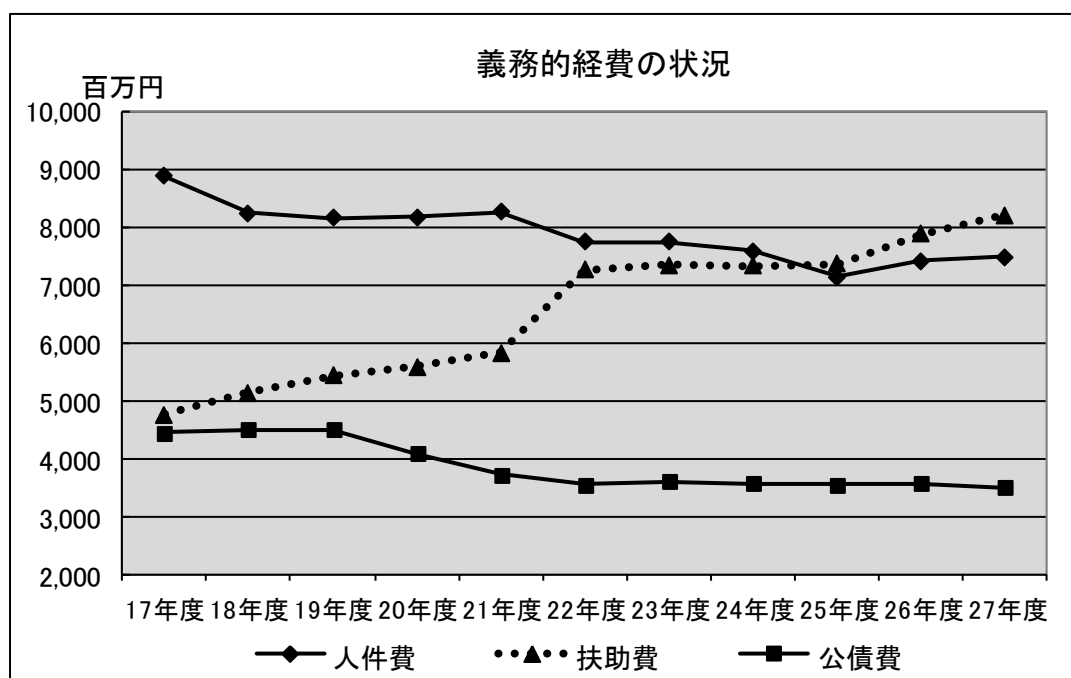
このため、本市では、平成 10 年度から「財政健全化推進計画」を策定し、その進行管理によって、地方債の抑制に努めてきました。

その結果、平成 27 年度末の市債現在高は約 290 億 9,000 万円、市民 1 人当たりに換算すると 292,000 円で、県内 14 市中 3 番目に低く、また、健全化判断比率のうち、財政規模に対して、一年間に支出した借入返済額等の割合を示す「実質公債費比率」や、将来的に市が支出する借入返済額等の割合を示す「将来負担比率」については、県内他市との比較でも良好なものとなっています。

一方で、平成 13 年度から交付税の代替財源として発行した臨時財政対策債の現在高は年々増加しており、平成 27 年度は全体の 42.8% を占め、今後の公債費の大きな負担要因となっています。

また、市町村合併の支援策の一つである合併特例債は、普通交付税の基準財政需要額に元利償還金の 70% が算入され、財政運営上は有利な市債ですが、その発行可能期間が平成 32 年度に終了するため、今後は、合併特例債に代わる有利な市債を厳選する必要があります。

④ 義務的経費の状況

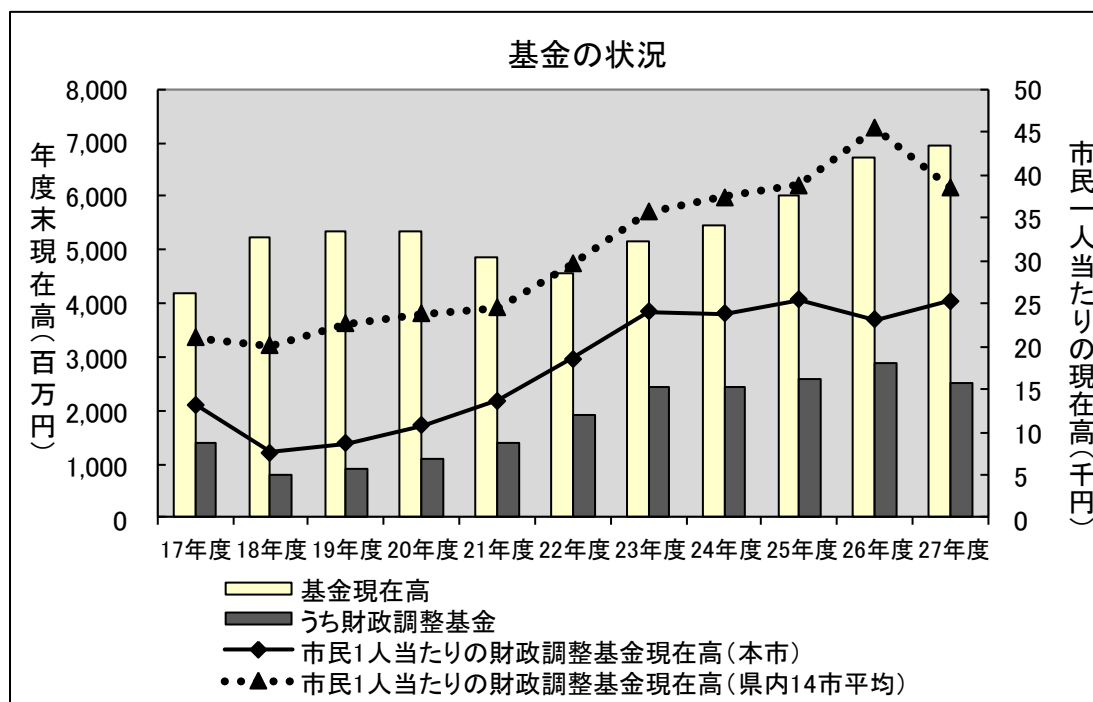


義務的経費の人件費、扶助費、公債費は、任意に節減できない非常に硬直性が強い経費で、平成27年度は歳出総額の44.9%を占めており、財政の弾力性を低下させる大きな要因となっています。

義務的経費のうち、人件費と公債費は、これまでの取組みによって概ね減少傾向にあります。一方、扶助費は着実に増加しており、旧粟野町と合併した平成17年度と比較すると、平成27年度は約1.7倍、34億6,000万円の増加となっています。

この傾向は、少子高齢化を背景とする社会保障施策の充実に伴い、今後も継続することが予想され、財政健全化に向けては大きな懸念材料となっています。

⑤基金の状況



地方自治体は、経済不況等による大幅な税収の減少や災害の発生など予期せぬ事態に備えるとともに、年度間の財源調整を図り、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためにも、一定水準の基金現在高を維持することが必要です。

本市では、「財政健全化推進計画」に基づき、着実に基金の増額確保に努めてきましたが、平成 27 年度の市民一人当たりの財政調整基金現在高を県内他市と比較すると、14 市中 2 番目に少ない状況です。

今後、新庁舎整備事業をはじめとする様々な財政需要に備えるために、基金の確保に向けた取組みは、ますます重要なものとなっています。

以上の状況を踏まえ、健全財政を堅持するための施策を次のとおり実施します。

I. 歳出の抑制について

1. 義務的経費の抑制

「財政の現状」でも示したように、義務的経費の増加は財政の硬直化を進行させる大きな要因となっており、自立的かつ持続可能な財政運営を行うためには、義務的経費の抑制を図ることが必要です。

そこで、引き続き、人件費、扶助費、公債費のそれぞれの費目に応じた取り組みを展開します。

① 人件費の抑制

目標 平成33年4月1日現在 職員数875人 (平成28年4月1日現在職員数894人より19人削減)

定員適正化計画に基づき計画的な職員採用を行い、事務の効率化や民間委託等の推進により、職員数と総人件費の抑制を図ります。

② 扶助費の抑制

目標 市単独扶助費の抑制を図ります。

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など、国の法令に基づき支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあります。

国は、将来にわたり財政的にも仕組み的にも社会保障制度を安定化させるべく、「社会保障と税の一体改革」を推進するとしており、その動向を引き続き注視していく必要があります。

その上で、市独自または国の制度に上乗せして行っている単独扶助費については、国の制度との関連性、受益と負担の妥当性、費用対効果などの観点から検証を行い、抑制を図ります。

③ 公債費の抑制（別掲）

公債費については、その発行自体を抑制する必要があることから『市債の健全化』において目標値等を示します。

2. 物件費の抑制

目標 委託料を除く経常物件費については平成 27 年度決算額を上限として抑制を図ります。

物件費は、これまでも個々の業務改善や予算の枠配分などにより、可能な限り縮減に努めてきましたが、職員数の抑制等に伴う民間委託の推進や事務処理の電算化などにより、委託料が増加の傾向にあります。

経常的な物件費は、継続して枠配分を行うほか、委託料についても業務の効率化、費用対効果等の観点からその内容を精査するなど、抑制に努めます。

3. 補助金の整理合理化

目標 平成 32 年度に、団体運営補助金等の見直しを実施します。

補助金の整理合理化については、これまでと同様にすべての補助金を対象として、不断の見直しを行います。

また、団体運営補助金については、団体等が補助金への依存度を高めることによって、その自助努力や自立性が損なわれることのないよう、平成 32 年度に全庁的な見直しを行うとともに、毎年度の当初予算編成時には、以下の観点で見直しを実施します。

- ◇対象事業としての妥当性（行政目的に即した事業であるか精査）
- ◇対象団体の適格性（補助団体の収支状況の把握）
- ◇補助率の見直し（各種補助金間の整合性の確保）
- ◇補助金の新設または増額の抑制
- ◇終期の設定

4. 維持補修費の抑制

目標 「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づき、平成 33 年度末において、延べ床面積換算で平成 26 年度比 8.22%の削減を目指します。

維持補修費は、施設の効用を保全するために必要な経費ですが、ライフサイクルコストの観点から、既存施設の建替えを抑制し、長寿命化を推進

する取り組みによって増加する可能性があります。

そこで、「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設のあり方を検証し、統廃合や複合化のほか、全施設で民間活力の導入を検討するなど、施設の再編・再整備を推進するとともに、修繕等に関する情報を蓄積し、新しい技術や考え方を積極的に取り入れた、維持補修費の合理的な執行に努めます。

なお、廃止された施設については、譲渡や跡地の売却を含めた検討を行います。

5. 特別会計繰出金の抑制

目標 財源補填的な繰出金や基準外繰出金の抑制を図ります。

特別会計は、特定の収入によって事業費をまかなうべきものであるため、一般会計からの繰出金は、極力抑制すべきものです。

平成 29 年度から簡易水道事業費特別会計を水道事業会計に統合するとともに、公共下水道事業費特別会計及び農業集落排水事業費特別会計においては、地方公営企業法を適用し、企業会計化に向けた取組みを進めながら、以下に示した繰出金の抑制を図ります。

◇公共下水道事業費特別会計 ◇公設地方卸売市場事業費特別会計

◇農業集落排水事業費特別会計 ◇水道事業会計

⇨ 国が示す基準に基づかない繰出金

◇その他の特別会計 ⇨ 財源補填的な繰出金

目標 公営企業会計において、平成 30 年度までに中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定します。

公営企業は、独立採算制を原則としていますが、人口減少による収益の減少や施設の老朽化による更新投資の増加が予想され、経営環境は厳しさを増しつつあります。

こうした中で、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、公営企業会計（水道事業会計、公共下水道事業費特別会計、農業集落排水事業費特別会計、公設地方卸売市場事業費特別会計）において、平成 30 年度までに中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」を策定します。

6. 既存事業の見直し

目標 財政課による既存事業の見直し提案を実施し、予算編成に反映させます。

既存の施策・事業について、あらゆる角度から見直しを行い、その必要性や優先順位を見極めるとともに、業務の簡素化・効率化をより一層推進するため、事務事業評価の結果等を基に、各部局に対して、財政課から事業の見直しに関する提案を働きかけることで、限られた財源を重点的に振り向け、より効果的な施策が展開できる予算編成に努めます。

Ⅱ. 財源の確保対策について

1. 市税の確保

目標 平成33年度末の市税徴収率93%を確保します。

歳入の根幹である市税については、税負担の公平性・透明性の観点から今後も課税客体の適正な把握による賦課と徴収率の向上を図ります。

(1) 滞納整理の強化

- ◇一斉催告の実施
- ◇早期の財産調査等の実施
- ◇厳正な滞納処分の実施
- ◇適正な執行停止の実施

(2) 納税機会の拡大

- ◇日曜納税相談及び納付窓口の開設
- ◇コンビニエンスストア収納の推進
(介護保険料及び後期高齢者医療保険料への対象拡大)

(3) 市税・税外収入金滞納対策合同研修の実施

- ◇全庁的に統一的な視点で徴収を実施するため、市税・税外収入金滞納対策合同研修を継続して実施

2. 使用料手数料等の適正化

目標 使用料手数料等審議会への諮問を継続して実施します。

使用料手数料等の新設・改定については、議会の議決により条例が設定されることとなりますが、幅広く市民の理解と支持を得ることが肝要であるため、以下のとおり取り組みます。

- ◇公平で適正な料金設定のため、引き続き市民の代表からなる使用料手数料等審議会へ諮問し、市民の意見を反映します。
- ◇原価計算方式により料金を算出するとともに、サービスの性格等による受益者負担区分を設定し、料金改定等の統一性を確保します。

目標 平成 31 年度に使用料・手数料の全件見直しを実施します。

市民負担の公平性確保には、消費税率改定などの経済情勢等に柔軟に対応し、料金の見直しを定期的に行う必要があるため、前回（平成 28 年度）に引き続き、原価計算による使用料・手数料の全件見直しを実施します。

3. 未利用地の積極的売却

目標 未利用地を積極的に売却します。

売却可能な土地（法定外公共物等を含む）については、財源を確保するほか、市民の利便性向上に供するため、売却予定地の購入希望者を広く一般から募集するなど、積極的に処分を進めます。

4. 税外収入未収金対策の強化

目標 滞納額を積極的に整理します。

使用料や負担金などの税外収入は、受益者負担の原則に基づいて賦課されていますが、その一部が定められた期限を過ぎても納付されず、未収金が生じている現状があります。

そこで、鹿沼市債権管理条例の適切な運用により、収納機会の拡大や滞納整理策の強化など、公正かつ円滑な債権整理に努めます。

5. ふるさと納税制度の活用

目標 ふるさと納税制度の趣旨普及を図るとともに、平成 29 年度から「企業版ふるさと納税」の取組みを推進します。

ふるさと納税制度については、これまでも返礼品の充実やインターネットによる申込受けなどによる、寄附受入額の増額確保に努めてきましたが、今後も返礼品の充実をはじめとする改善を図ります。

また、平成 28 年度税制改正において、地方創生推進の観点から創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、平成 29 年度から制度の活用による取組みを実施します。

6. 新たな財源の確保

目標 クラウドファンディングによる財源確保の取組みを推進します。

クラウドファンディングは、インターネット上に構築したプラットフォームを介して、広く資金調達を行う新たな手法です。

本市では、平成 28 年度に鹿沼そばの味比イベント「そば天国」で使用する、鹿沼市産の杉板トレー製作費用を調達するための取組みが鹿沼そば振興会により実施されました。

今後も、有効な財源確保策のひとつとして、クラウドファンディングの取組みを推進します。

Ⅲ. 市債の健全化について

市債は、臨時的に多額の出費を余儀なくされる場合や、収益的な投資的支出を行う場合等において、将来にわたる経費負担の平準化を図り、あるいは将来の収益によって返済することで、現世代の住民と後世代の住民との間で負担の公平性を確保する機能を有しています。

本市の市債現在高は、これまでの市債発行の抑制に向けた取組みにより、県内他市と比較しても良好な状況にあります。

しかし、地方交付税の代替財源として、平成 13 年度から発行している臨時財政対策債の現在高は年々増加しており、市債の発行にあたっては、引き続き、過度な将来負担を招くことの無いよう計画的かつ慎重に行っていく必要があります。

1. 市債借入の抑制等

①建設債発行の抑制

目標 建設事業債の5年間の発行額を 100 億円以内とします。

財政運営において有利な市債のひとつである合併特例債は、平成 32 年度末が発行期限となることから、引き続き有効に活用するとともに、今後の市債発行にあたっては、元利償還金額が、普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な市債を厳選しながら発行額を抑制し、5 年間の建設事業等の財源とする市債発行額の上限を 100 億円、年平均 20 億円を目標とします。

② 臨時財政対策債の抑制

目標 臨時財政対策債の5年間の発行額を本来交付税分(普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額)の20%以内とします。

普通交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債は、引き続き本来交付されるべき普通交付税の20%を限度とします。

目標 平成 33 年度決算の実質公債費比率 5%以内を目指します。

実質公債費比率は、地方自治体の一般財源の標準的な規模（以下「標準財政規模」という。）に対する借入返済額等の割合を示す指標ですが、過去 3 ヶ年の平均が 18%以上の団体は、比率に応じて健全化のための計画を策定し、実行しなければならないとされています。

これまで本市は、実質公債費比率が基準を超えるような事態には陥っていませんが、今後もこの指標を注視しながら健全財政を堅持するための取組みを進めていく必要があります。

このため、市債発行額の抑制とともに、交付税算入等の措置がある有利な市債の活用や借入利率の低減などを図りながら、平成 33 年度決算の実質公債費比率 5%以内を目標とします。

目標 平成 33 年度末の臨時財政対策債を除く市債現在高 130 億円以内を目指します。

平成 27 年度末の臨時財政対策債を除く市債現在高は、166 億 3,537 万円となっています。

臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源として発行が認められる特例措置であり、その先行きは今後の国の動向を注視する必要がありますが、臨時財政対策債や建設事業債の発行額を抑制し、将来の公債費負担の軽減に向けた取組みを継続します。

2. 銀行等縁故債入札制度の継続

目標 借入利率入札制度を継続し、償還利子の節減に努めます。

縁故債は、銀行等を対象として発行する市債ですが、その借り入れについては、これまでも入札による借入利率の決定を行い、償還利子の節減に努めてきました。

今後も、入札制度を継続するとともに、財政融資資金等の公的資金との利率を比較しながら有利な借入先を選定し、公債費の低減を図ります。

また、繰上償還の対象となるものについては積極的に対応し、低利な市債に借り換えを行います。

IV. 基金の確保について

1. 財政調整基金の確保

目標 財政調整基金の平成33年度末現在高を30億円以上としま
す。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金であり、経済不況等による大幅な税収の減少や、災害の発生等による思わぬ支出の増加に備えるとともに、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために一定額を確保する必要があります。

平成27年度末の基金現在高は、25億2,965万円ですが、一般財源の不足分を、安易に基金取崩しに依存することなく、平成33年度末の財政調整基金現在高を、平成28年度の標準財政規模（227億1,491万円）の10%以上となる23億円を堅持した上で、平成27年の関東・東北豪雨に際し、災害復旧対策に向け3億5,000万円の基金取崩しを行った経緯を踏まえ、災害等の緊急事態が発生した場合においても、安定した財政基盤を維持できるよう、7億円を上乗せした30億円以上とします。

2. 特定目的基金の確保

目標 庁舎建設基金の平成33年度末現在高を30億円以上としま
す。

特定目的基金は、特定の行政目的を計画的に推進するために資金の積立を行うものです。

本市では、現時点で計画が延期となっている新庁舎整備事業について、その事業費上限額である60億円を踏まえて、一般財源の負担を可能な限り軽減するため、庁舎建設基金の積み増しを行い、特定財源の確保に努めます。

V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について

財政健全化判断比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表することが義務付けられた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことで

これらの比率に応じて、地方自治体は、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定するとともに、当該計画の実施を促進するための対策を講じることとされています。

1. 実質赤字比率の抑止

目標 実質赤字比率は発生させません。

実質赤字比率は、標準財政規模に対する普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた収支額（実質赤字額）の割合であるため、赤字額が発生しなければ、実質赤字比率は成立しません。

本市では、これまで赤字額は発生していませんが、引き続き赤字額を発生させない財政運営を行います。

2. 連結実質赤字比率の抑止

目標 連結実質赤字比率は発生させません。

連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する普通会計及び公営事業会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公営企業会計の総称をいう。）の赤字額合計の割合です。

実質赤字比率と同様に、公営事業会計においても赤字額を発生させない財政運営を行います。

3. 実質公債費比率の抑制

目標 平成 33 年度決算の実質公債費比率 5%以内を目指します。
(再掲)

国が定める早期健全化判断基準は 25%ですが、「Ⅲ. 市債の健全化について 1. 市債借入の抑制等」に掲げたとおり、平成 33 年度決算の実質公債費比率 5%以内を目指します。

4. 将来負担比率の抑制

目標 平成 33 年度決算の将来負担比率 10%以内を目指します。

将来負担比率は、標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合で、その負債の中には、一般会計等が負担すると見込まれる公営事業会計、一部事務組合、地方公社や第3セクター等の負債も含まれます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの指標は、当該年度の前年度に、実際に生じた収支（資金）不足や公債費等の負担の状況を示すいわゆるフロー指標であり、地方自治体の将来の収支や実質的な負債を考慮していないものです。

将来負担比率は、負担を先送りすることなどによって、将来的に財政悪化を招くことがないように、実質的な負債を捉えたいわゆるストック指標として規定されたもので、早期健全化基準は350%に設定されています。

本市では、新庁舎整備事業等の大型事業が将来的に見込まれていますが、仮に、こうした財政需要が発生した場合にあっても、市債発行の抑制や基金現在高の確保などにより、平成 33 年度決算の将来負担比率 10%以内を目指します。

おわりに

地方自治体が、各種の行政サービスを提供する使命を予算によって実現する趣旨から、財政状況を市民に理解していただくため、当初予算の市税収入や目的別支出の市民一人当たりの金額をはじめ、上半期・下半期の収支状況や決算のバランスシート等を、広報紙やホームページで公表しています。

また、本計画に掲げた各種の取り組みを確実に遂行することで、計画期間における中期財政計画（22 ページ参照）が維持できるものと考えます。

今後も、本計画の進捗状況のほか、統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）など、本市の財政状況をできるだけ分かりやすくお知らせすることで、説明責任を適切に果たしてまいります。

中期財政計画(平成29～33年度)

本計画は「第5期財政健全化推進計画」に基づき行動した場合の普通会計(一般会計)の財政計画として作成した。なお、行財政制度は現行制度(平成28年度現在)に変化がないものとして推計した。

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	平成27年度(決算)	平成28年度(当初)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
市 税	14,092	13,925	13,993	13,767	13,774	13,627	13,388
地 方 交 付 税	6,424	5,800	5,700	5,758	5,672	5,382	5,209
分 担 金 及 び 負 担 金	636	600	595	635	635	635	635
使 用 料 及 び 手 数 料	834	889	884	889	889	889	889
国 県 支 出 金	9,371	8,038	7,620	7,709	7,614	7,217	6,902
市 債	4,500	2,564	2,541	3,100	3,100	3,300	3,480
そ の 他	8,723	6,894	6,817	6,725	6,698	6,852	7,017
合 計	44,580	38,710	38,150	38,583	38,382	37,902	37,520

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	平成27年度(決算)	平成28年度(当初)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
義 務 的 経 費	19,506	19,090	18,843	19,144	19,436	19,489	19,410
人 件 費	7,805	7,774	7,297	7,276	7,246	7,362	7,238
扶 助 費	8,212	7,750	8,033	8,361	8,475	8,593	8,715
公 債 費	3,489	3,566	3,514	3,507	3,714	3,534	3,458
投 資 的 経 費	6,819	3,591	3,100	4,134	3,568	2,902	2,511
そ の 他	16,480	16,029	16,207	15,305	15,379	15,511	15,599
合 計	42,806	38,710	38,150	38,583	38,382	37,902	37,520

【基金の状況(期末現在高見込)】

(単位:百万円)

区 分	平成27年度(決算)	平成28年度(見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
財 政 調 整 基 金	2,530	2,831	2,833	2,834	2,936	2,987	3,000
庁 舎 建 設 基 金	2,134	2,335	2,635	2,835	2,936	2,986	3,000

【財政指標等】

区分	27決算	33目標
実質赤字比率	—	—
連結実質赤字比率	—	—
実質公債費比率	4.3%	5.0%
将来負担比率	4.3%	10.0%
市債現在高	291億円	279億円
うち臨財債を除く	166億円	130億円

資料編

【第4期財政健全化推進計画進捗状況データ集】

第4期財政健全化推進計画 進捗状況データ集

I. 歳出の抑制について

1. 義務的経費の抑制

①人件費の抑制

目標 平成27年4月1日現在 職員数897人(平成23年4月1日現在職員数954人より57人削減)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
定員適正化計画目標(人)	985	956	935	919	908	897	-
実績(人)	952	953	923	914	906	898	894
人件費総額(普通会計:千円)	7,748,337	7,747,312	7,589,912	7,137,374	7,406,476	7,480,396	

※職員数は毎年度4月1日現在

※目標値は、H22は「集中改革プラン」、H23～27は「定員適正化計画」に基づく。

②扶助費の抑制

目標 市単独扶助費の抑制を図る。

〈扶助費の決算額(普通会計)〉

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
扶助費計(千円)	7,254,475	7,352,184	7,321,291	7,369,273	7,884,070	8,211,722	
上記のうち単独分(千円)	1,446,154	1,393,261	1,421,850	1,425,900	1,426,348	1,599,412	
単独分のうち医療費分(千円)	482,208	467,192	472,139	454,917	464,436	474,193	

※第3子以降子育て家庭支援給付金事業について、事業見直しにより平成29年度で終了とした。

2. 物件費の抑制

目標 経常物件費については平成22年度決算額を上限として抑制を図る。

〈物件費の決算額(普通会計)〉

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
物件費決算(経常)	3,980,493	4,032,849	4,087,263	4,204,405	4,345,957	4,356,740	
物件費決算(臨時)	837,101	915,035	759,652	724,475	591,464	941,072	
計	4,817,594	4,947,884	4,846,915	4,928,880	4,937,421	5,297,812	

〈物件費の内訳〉

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
賃金	289,908	308,794	300,336	309,733	278,184	245,014	
旅費	39,741	33,510	35,698	34,072	35,470	49,414	
交際費	2,292	2,559	2,218	2,436	2,340	2,376	
需用費	1,479,180	1,435,960	1,439,042	1,427,326	1,445,087	1,380,251	
役務費	158,204	152,517	148,346	144,000	149,559	180,907	
備品購入費	99,777	69,405	55,225	58,461	42,773	87,871	
委託料	2,327,008	2,543,891	2,457,990	2,519,870	2,523,038	2,871,714	
その他	421,484	401,248	408,060	432,982	460,970	480,265	
計	4,817,594	4,947,884	4,846,915	4,928,880	4,937,421	5,297,812	

3. 補助金の整理合理化

目標 平成24年度に団体運営補助金等の見直しを実施。

⇒平成24年度に団体運営補助金の見直しを実施し、平成25年度予算に反映した。

〈見直し結果〉

(千円)

	見直し件数	H24予算	見直し額	差額
団体補助計	81件 (一般79、特会2)	275,015	270,862	△ 4,153

⇒平成28年度に団体運営補助金の見直しを実施し、平成29年度予算に反映した。

〈見直し結果〉

(千円)

	見直し件数	H28予算	見直し額	差額
団体補助計	76件 (一般74、特会2)	97,713	94,374	△ 3,339

〈補助費の決算額(普通会計)〉

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
補助費決算(経常)	1,253,421	1,304,995	1,337,932	1,347,837	1,416,729	1,389,826	
補助費決算(臨時)	302,003	412,614	524,433	434,928	851,234	928,722	
計	1,555,424	1,717,609	1,862,365	1,782,765	2,267,963	2,318,548	

4. 維持補修費の抑制

目標 計画期間中に利用が少ない(又は限られた)公共施設の休・廃止又は再利用を検討。

〈計画期間における主な休・廃止施設〉

消防団第3分団詰所(H25.4月～第1部、第2部を統合)

もみやま保育園(H25.4月～閉園)

横根高原トイレ・四阿(H26.4月～)

清洲保育園(H27.4月～民営化)

北保育園・こぼと保育園(H27.4月～にっこり保育園に統合)

南押原児童館(H27.10月～休止)

加蘇児童館・粕尾保育園(H28.4月～休館)

いぬかい保育園(H29.4月～民設民営化予定)

上粕尾小学校(H29.4月～粕尾小に統合予定)

西大芦小学校(H30.4月～西小に統合予定)

〈維持補修費の決算額(普通会計)〉

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
維持補修費決算	778,852	672,449	686,584	565,575	615,156	572,555	

5. 特別会計繰出金の抑制

目標 財源補填的な繰出金や基準外繰出金の抑制を図る。

(千円)

会計名	繰出金	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
国民健康保険	総額	665,153	649,536	622,840	813,373	866,828	895,697	
	内財源補填的なもの	0	0	0	394,904	370,995	245,600	
公共下水道事業費	総額	1,168,610	1,157,693	1,193,352	1,107,437	1,129,000	973,412	
	内基準外等	145,709	116,930	129,946	4,550	65,392	499	
簡易水道事業費	総額	66,958	64,576	65,832	73,906	83,111	84,098	
	内基準外等	474	397	461	10,455	11,860	12,003	
農業集落排水事業費	総額	154,723	148,966	154,894	161,296	177,720	177,419	
	内基準外等	1,086	0	0	0	0	5,161	
老人保健	総額	6,668						
	内財源補填的なもの							
介護保険	総額	822,454	872,859	921,479	960,343	1,001,779	1,048,854	
	内財源補填的なもの	0	0	0	0	0	0	
後期高齢者医療	総額	955,387	992,841	1,067,379	1,076,368	1,109,622	1,137,356	
	内財源補填的なもの	0	0	0	0	0	0	
合計	総額	3,839,953	3,886,471	4,025,776	4,192,723	4,368,060	4,316,836	
	内基準外等	147,269	117,327	130,407	409,909	448,247	263,263	

6. 事業評価

目標 行政評価の状況を予算編成に反映させる。

事務事業評価を基に「財政課提案」を実施。

(件)

区分	H24	H25	H26	H27	H28
	(H25予算編成)	(H26予算編成)	(H27予算編成)	(H28予算編成)	(H29予算編成)
提案件数	18	41	37	34	42
予算反映件数	8	13	14	8	11

Ⅱ. 財源の確保対策について

1. 市税の確保

目標 平成28年度末の市税徴収率89%を確保。

〈市税徴収率の推移〉 (％)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市税徴収率	88.4	88.6	89.4	90.3	91.5	92.4	

2. 使用料手数料等の適正化

目標 使用料手数料等審議会への諮問を継続して実施。

〈諮問の状況〉 (回)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28見込
諮問回数	3	4	2	1	2	1	1

目標 平成24年度に使用料・手数料の全件見直しを実施。

〈使用料・手数料の見直し状況〉

『使用料手数料改定基準』に基づき、平成24年度に使用料290件、手数料45件、計335件についてまた、平成28年度に使用料495件、手数料52件について原価計算に基づく見直しを実施した。

【H24算定結果】 (件)

区分	使用料	手数料	計
増額	161	27	188
据置	32	13	45
減額	97	5	102
計	290	45	335

※平成25年度からの料金改定は経済情勢や、今後の消費税率引上げに配慮し、実施を見送った。

ただし、「御殿山会館使用料」については利便性向上のため複数時間単位から1時間単位に、「り災に関する証明手数料」及び「救急搬送に関する証明手数料」については無料とする見直しを行った。

【H28算定結果】 (件)

区分	使用料	手数料	計
増額	205	34	239
据置	116	7	123
減額	174	11	185
計	495	52	547

※平成29年度からの料金改定は消費税増税が31年度に予定されているなどの経済情勢を鑑み、据置とした。

3. 遊休未利用地の積極的売却

目標 遊休未利用地を積極的に売却する。

〈遊休未利用地(法定外公共物を含む)の売却状況〉

区分	H24	H25	H26	H27	H28.12月現在
筆数(筆)	20	46	22	26	22
面積(㎡)	2,494.61	5,281.79	2,408.62	2,034.34	5,066.49
売却額(円)	30,749,521	55,762,958	50,024,556	25,764,438	114,269,153

4. 税外収入未収金対策の強化

目標 滞納額を積極的に整理する。

〈収入未済額の推移〉

(千円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般会計(税外)	146,938	135,754	133,313	134,412	146,980	151,969	
国保(税外)	-	-	-	1,594	4,972	5,659	
公共下水道	38,701	33,435	27,916	22,533	22,259	21,151	
簡易水道	4,745	4,495	3,931	3,220	3,389	2,962	
市場	-	86	37	-	-	-	
見笹霊園	1,206	712	614	764	818		
農業集落排水	5,799	7,501	6,317	4,855	4,351	4,130	
介護保険	35,097	33,444	39,374	42,219	40,407	41,861	
後期高齢者	14,468	13,810	15,472	14,145	11,835	10,669	
財産区	-	-	-	-	-	-	
計	246,954	229,237	226,974	223,742	235,011	238,401	0
市税	1,740,708	1,641,667	1,550,032	1,356,896	1,204,033	1,030,117	
国保税	1,639,672	1,609,727	1,557,622	1,443,125	1,371,124	1,267,761	
合計	3,627,334	3,480,631	3,334,628	3,023,763	2,810,168	2,536,279	0

5. ふるさと納税制度の活用

目標 ふるさと納税制度の趣旨普及を図る。

〈ふるさと納税受入実績〉

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.12月現在
受入件数(件)	26	24	34	22	638	796	863
寄附金額(円)	1,395,000	3,393,000	1,649,000	1,402,000	8,267,000	12,054,061	24,475,000

※平成26年7月 「鹿沼まごころ便」を開始。

※平成27年4月 税制改正により控除額の上限拡大、ワンストップ特例制度を開始。

※平成27年12月 ふるさと納税総合サイト“ふるさとチョイス”に登録。インターネットによる受付を開始。

※平成28年1月 寄附金額に応じたコースを設定。返礼品を29品目に拡大。

※平成28年7月 寄附金額に応じ、返礼品を100品目に拡大。

6. 新たな財源の確保

目標 平成25年度までにネーミングライツを実施。

〈命名権料収入の実績〉

(円)

	H25	H26	H27	H28見込
サンエコ自然の森サッカー場	200,000	500,000	500,000	500,000

※「サンエコ自然の森サッカー場」契約期間は平成25年11月13日～28年11月12日

Ⅲ. 市債の健全化について

1. 市債借入の抑制等

①建設債発行の抑制

目標 建設事業債の5年間の発行額を100億円以内とする。

〈臨時財政対策債以外の市債発行額の推移〉 (千円)

	H24	H25	H26	H27	H28見込	合計
普通建設事業債発行額	1,337,400	1,071,800	1,812,300	2,689,000	1,514,200	8,424,700
災害復旧債発行額	11,800	0	0	13,100	200,900	225,800
小計	1,349,200	1,071,800	1,812,300	2,702,100	1,715,100	8,650,500
ふるさと融資分	250,000	100,000	0	0	0	350,000
災害援護資金	0	0	0	2,500	0	2,500
合計	1,599,200	1,171,800	1,812,300	2,704,600	1,715,100	9,003,000

②臨時財政対策債の抑制

目標 臨時財政対策債の発行を本来交付税分(普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)の20%以内とする。

〈臨時財政対策債の発行状況の推移〉 (千円)

区分	H24	H25	H26	H27	H28見込	合計
普通交付税額(A)	5,933,452	5,849,104	5,312,430	5,514,061	5,429,739	28,038,786
発行可能額(B)	2,096,257	2,029,193	1,889,148	1,795,790	1,507,696	9,318,084
本来交付税額(A+B)	8,029,709	7,878,297	7,201,578	7,309,851	6,937,435	37,356,870
発行額	1,000,000	800,000	1,757,000	1,795,000	1,507,000	6,859,000
発行額の割合	12.5%	10.2%	24.4%	24.6%	21.7%	18.4%

目標 平成28年度決算における実質公債費比率5.0%を目指す。

〈実質公債費比率の推移〉

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実質公債費比率	6.8%	5.1%	4.6%	4.0%	4.6%	4.3%	

目標 平成28年度末市債残高260億円以内(普通会計)を目指す。

〈市債残高の推移〉

区分	H24	H25	H26	H27	H28見込
市債残高	28,772,527	27,537,724	27,825,790	29,086,994	29,019,314
うち臨財債残高	9,868,193	10,124,800	11,295,885	12,451,620	13,322,548
臨財債除く	18,904,334	17,412,924	16,529,905	16,635,374	15,696,766
H26以降の臨財債除く			26,068,790	25,534,994	23,960,314

※計画策定時は地方財政法に基づき、臨時財政対策債発行を平成25年度までとしていたが、その後の法改正により臨時財政対策債の発行が3年間延長されたため、26年度以降の臨財債発行額を除く市債残高により進行管理を行った。

H26臨財債発行額:1,757,000千円、H27臨財債発行額:1,795,000千円、H28臨財債発行見込額:1,507,000千円

IV. 基金の確保について

1. 財政調整基金の確保について

目標 財政調整基金の平成28年度末残高を23億円以上とする。

〈財政調整基金現在高の推移〉

(千円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
財政調整基金現在高	1,906,982	2,450,155	2,431,052	2,576,782	2,877,868	2,529,652	

※平成27年度に、関東東北豪雨による災害復旧に向け、3億5千万円の取崩しを行った。

V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について

1. 実質赤字比率の抑止

目標 実質赤字比率は発生させない。

2. 連結実質赤字比率の抑止

目標 連結実質赤字比率は発生させない。

普通会計(一般会計+見笹霊園特別会計)、公営事業会計(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公営企業会計(水道事業会計、公共下水道事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計、公設地方卸売市場事業費特別会計、農業集落排水事業費特別会計))ともに赤字額が発生しておらず、計画期間内において各比率は発生していない。

3. 実質公債費比率の抑制

目標 平成28年度決算における実質公債費比率5.0%を目指す。(再掲)

⇒「Ⅲ. 市債の健全化について」に記載のとおり。

4. 将来負担比率の抑制

目標 平成28年度決算における将来負担比率50%を目指す。

〈将来負担比率の推移〉

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
将来負担比率	56.3%	45.4%	35.5%	15.7%	8.4%	4.3%	